

国立大学法人奈良教育大学教育課程開発室
ファカルティ・ディベロップメント専門部会要項

平成24年9月20日
制 定

(設置)

第1条 国立大学法人奈良教育大学教育課程開発室要項第9条第1項及び第2項の規定に基づき、国立大学法人奈良教育大学教育課程開発室ファカルティ・ディベロップメント専門部会（以下「FD専門部会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 FD専門部会は、大学教員の職能成長（ファカルティ・ディベロップメント、以下「FD」という。）の推進に関し、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 FDに関する組織的な活動の企画及び実施に関すること。
- 二 その他、FDの推進に関すること。

(組織)

第3条 FD専門部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 理事（教育担当）
- 二 学長補佐（教育課程担当）
- 三 教育課程開発室から選出された室員 1人
- 四 教務委員会から選出された委員 1人
- 五 次の各分野から互選された教員
 - ア 教育系 1人
 - イ 文科系 1人
 - ウ 理科系 1人
 - エ 芸体系 1人
 - オ 教職開発講座 1人

六 学長が指名する者 若干名

2 前項第三号から第六号の委員は、学長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第四号から第六号に掲げる委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合に補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第5条 FD専門部会に部会長を置き、理事（教育担当）をもって充てる。

(副部会長)

第6条 FD専門部会に副部会長を置き、学長補佐（教育課程担当）をもって充てる。

2 副部会長は、部会長を補佐し、FD専門部会の業務を処理する。

(FD専門部会)

第7条 FD専門部会は、副部会長が議長となり、運営を行う。

2 FD専門部会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 FD専門部会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる

(委員以外の者の出席)

第8条 FD専門部会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報告)

第9条 FD専門部会において成案を得たときは、教育課程開発室に報告する。

(事務処理)

第10条 FD専門部会に関する事務は、教務課において処理する。

(雑則)

第11条 この要項に定めるもののほか、FD専門部会の運営に関し必要な事項は、FD専門部会が定める。

附 則

1 この要項は、平成24年10月1日から施行する。

2 この要項施行後、最初の第3条1項第四号から第六号に掲げる委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成24年10月1日から平成25年3月31日までとする。